

## CalFresh(食費助成)の受給に際して何らかの義務を負うことはありません。

日付:

クライアント名:

当事務所は、\_\_\_\_\_ 付で、\_\_\_\_\_ が署名した受給済CalFresh(食費助成)の返還額 \_\_\_\_\_ ドル(\$\_\_\_\_\_)を受領しました。あなたは法律に基づいてCalFresh(食費助成)を受給しており、その返還を行う義務はありません。

ただし、CalFresh(食費助成)から自発的に寄付を行いたい場合は、食品栄養サービス局(FNS)に寄付をすることができます。当事務所に金額の支払いを行っていただければ、当事務所からFNSに当該金額を送金します。**現金による寄付は受け付けていません。**

自発的な寄付金を送る場合、添付の承諾書に必要事項を記入し、寄付金とともに当事務所に送付してください。宛先はこちらです。:

寄付に関する情報は、書面による受給者の承諾がない限り、米国総領事館に開示することはありません。

このご案内につきましてご質問がある場合は、こちらにお願いいたします。

氏名: \_\_\_\_\_ 電話: \_\_\_\_\_